

効弾露暴の反動性をマル「本部」労働動

(3/2)才13回
「組合費」公判



83, 3, 4
No. 281

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八(動力車会館)
(鉄電二九三五・六・(公衆電話)二七二〇七)

水野副委員長、堂々と証言

三月二日、東京地裁に於いて「組合費訴訟」第十三回公判が開かれました。労働千葉から初めて証人に立った水野副委員長は、労働千葉弁護士団の質問に答える形で、「労働千葉が労働『本部』から分離独立した経緯」について、具体的事実をあげて証言をおこないました。その証言の要旨を紹介します。

集団暴力事件の実態

水野副委員長の証言の第一の点は、この十年余にわたる労働「本部」革マル反動分子による労働千葉組合員への凶暴な集団暴力事件の数々を、具体的事実をあげて明らかにしていたことです。その中でも特に、主なものとして、①一九七〇年の「水上事件」、②一九七一年の「新鶴見機関区構内でのリンチ事件」、③同年の「革マル学生による労働千葉支部鉄パイプ襲撃事件」、④一九七二年「関東青年部長会議における暴行・リンチ事件(1・30事件)」、⑤さらには、一九七二年五月の「オルグ」と称しての「千葉気動車区への暴力的乱入事件」等々を列挙しながら、「本部」革マル反動分子のまさに傍若無人の暴力主義的体質・路線を糾弾しました。そしてさらに、労働「本部」が組織第24号を発出し(組合行動中における暴力行為を厳禁するとの指示)た後においても、依然として彼ら「本部」青年部革マル分子らは、これを公然と無視して、労働千葉組合員(主に組合行動に参加した青年部活動家を狙って)への卑劣・凶暴な暴行・テロ・リンチを繰り返していたという事実、(例えば、⑥一九七七年三月二十五日の労働千葉青年部に対する襲撃事件「など」)について、怒りをこめて刻明に暴露し弾効しました。

労働千葉分離独立の正義性を証言

第二に、水野副委員長は、労働「本部」革マル反動分子による組合の私物化、セクト的引き回しの事実を、詳細に暴露し、弾効していききました。彼らの、この常識と理性をはるかに越えた度しがたい反動的・セクト的行為と体質が具体的に明らかにされるにつれ、聴いている裁判官たちもにわかには信じがたいと言わんばかりにわが耳を疑うかのように聴き入っているのが印象的でした。裁判官でなくとも、革マル派の人間以外なら世の中誰であつても、こんなデタラメな組織運営など常識的に信じられる訳はないのですから、当然といえるでしょう。

水野副委員長は、具体例として、①「ヘルメット問題」―「機関決定」の名のもとに、革マルの

ヘルメットを労働組合員に無理矢理かぶせ、その事によって特定セクトの思想のもとに組合員の統制をとろうというやり方を強行してきた事実。

②その二つには、「一九七六年三月十九日の明治公園事件」です。この日、労働「本部」青年部を牛耳っている革マル分子は、総評青年協集会に動員した組合員を革マルになり変って、社青同解放派を襲撃するための部隊として引きまわし、階級的大衆組織である労働組合を党派間抗争の渦中へと引きまわし、多くの重軽傷者を出すに至った事実、を明らかにしました。

さらに、③「水本」デマ運動への組合引きまわしの問題。すなわち、革マル擁護運動であり、それ自身科学的根拠のデタラメな「死体スリカエ・謀殺」云々のデマ運動を労働内にもち込み、革マルへの無批判追従と革マル以外の新左翼各派への「敵対党派」規定を組合に押しつけ、これを批判する者を「権力の手先き」と決めつけて、リンチも含めてファッショ的統制と組織排除を強行し、組合費を湯水のようにこの革マル派の運動につぎこんできたというデタラメぶりを暴露しました。また、あれほど「水本」をかきまわった彼らが、今日「水本」について何一つ語り得ず、ほおかむりしてごまかしている事をも合わせ暴露するや、法廷に居ながら「本部」革マルや「本部」弁護士団も実にバツの悪そうな態度でしきりと視線を避けるというありさまでした。

「本部」革マルによる「労働の変質」を証言

第三に、水野副委員長は「労働の変質」について明らかにしました。一つは「貨物安定宣言」「働き度を高める運動」に見られる反合闘争の放棄であり、二つは「三里塚と一線を画す」という反労働者の裏切り路線であります。

そして、こうした路線の行きつく先が「ブルトレ乗旅費返済」「57・11ダイ改」「現協協約改悪」「職場規律の厳正」に見られるように、国鉄当局の先兵としてたちあらわれている今日の反労働者の姿勢である事を具体的にあげました。(以下つづく)